

大滝れすとはうす及び秋保大滝植物園賑わい創出実証事業に関する業務委託 仕様書

- 1 適用範囲 本業務は、仙台市契約規則、契約約款及び本仕様書に基づき実施するものとする。
- 2 件名 大滝れすとはうす及び秋保大滝植物園賑わい創出実証事業に関する業務委託
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- 4 業務内容

(1) 業務の目的

本業務は、大滝れすとはうす及び秋保大滝植物園における賑わい創出と来訪者満足度の向上を図るとともに、将来的な自立的運営につながるモデルの構築を目的として実施するものである。

大滝れすとはうす内レストランは、令和7年11月をもって営業を休止しており、今後、令和8年秋・冬頃から令和9年秋頃まで施設全体の大規模改修工事が予定されている。このため、改修工事着手までの間、施設内部が未利用となる期間が生じ、改修期間中においては、これまで担ってきた観光案内機能や来訪者の滞在・交流の場が一時的に失われることが想定される。また、秋保大滝植物園は、イベントの実施を継続しているものの、利用者数が減少傾向にあり、秋保大滝周辺エリアとして、来訪者の滞在時間の短期化や消費機会の不足といった課題が見られる。

本業務委託は、これらの課題に対応するため、大滝れすとはうす及び秋保大滝植物園を活用し、民間事業者の創意工夫による賑わい創出及び軽飲食・物販等の提供を通じて来訪者の滞留促進及び消費の促進を図るものである。

また、秋保地域においては、工芸の担い手が多く集積している地域であり、本市においては「エリア別ブランディングプロジェクト」により、当該地域のブランドコンセプトを示している。本事業においても、当該コンセプトを踏まえ、地元のクラフトや文化資源を活用した物販や体験機会の創出を図ることにより、地域の魅力発信を推進する。

加えて、本業務は単なる一過性のイベント実施に留まるものではなく、実証を通じて効果検証を行うことで、将来的に民間主体による継続的かつ自立的な運営につなげることを重視するものである。

(2) 業務対象エリア

- ア. 大滝れすとはうす（仙台市太白区秋保町馬場地内）
 - イ. 秋保大滝植物園（仙台市太白区秋保町馬場字大滝5）
- ※以下「れすとはうす」「大滝植物園」という。

(3) 実施期間

- ア. れすとはうす活用イベント事業：令和8年7月頃から11月頃まで
 - イ. 大滝植物園活用イベント事業：夏季及び秋季に各1回
- ※設計・工事スケジュール等により変更となる場合がある。

(4) 委託業務内容

受注者は、次のアからウに掲げる業務を実施するものとする。

なお、具体的な実施内容については、仙台市と協議のうえ決定するものとする。

ア. れすとはうす活用イベント事業

(ア) 事業概要

改修工事着手までの期間において、れすとはうす内部を活用し、主に週末等にイベントを実施するものとする。

(イ) 企画内容

原則として1か月単位で異なる事業者等を誘致し、次のいずれか又は複数を組み合わせたイベントを、原則として金・土・日・祝日に実施するものとする。なお、本市の「エリア別ブランディングプロジェクト」にて示す秋保地域のブランドコンセプトに沿った事業となるよう調整すること。

- ・参加型学習・体験講座
- ・期間限定カフェ又は軽飲食ブース
- ・物販展示（秋保工芸品、アート作品等）

(ウ) 業務内容

a 年間イベント企画の立案

- ・企画内容については、市と適宜協議し、イベント開催までに企画書をデータ（PDF形式）で納品すること。

b 出店事業者の募集及び調整

c イベントの運営及び現地管理

d 会場装飾、什器・機材等の管理

e 広報（SNS、WEB、PR 素材作成等）

f 来場者アンケートの実施及び分析

※出店事業者への営業補償は、委託料の範囲内で受注者が調整するものとする。

※出店事業者数は、概ね3事業者程度を想定する。なお、出店事業者の選定に当たっては、秋保地域の事業者を優先するよう配慮すること。

※イベントに係る売上は、各出店事業者の収益とする。

イ. 大滝植物園活用イベント事業

(ア) 事業概要

大滝植物園の賑わい創出を目的として、イベントを実施するものとする。

(イ) 業務内容

a イベント企画

- ・秋保大滝周辺エリアの更なる魅力を体感できる体験コンテンツを盛り込み、植物をテーマとした市内事業者参加型のマルシェイベント及び花・みどりを活用したワークショップ等を企画すること。実施回数は、令和8年11月30日（月）までに夏季及び秋季に各1回とする。ただし、紅葉により混雑する時期（10月下旬から11月上旬頃）の開催は避けること。
- ・イベントは適切な日時設定を行った上で数日間実施することとし、土日祝日にそれぞれ実施日を設けること。
- ・「れすとはうす」と連携した内容となるよう検討すること。
- ・大滝植物園内の回遊促進につながる内容とすること。
- ・周辺の秋保地域で開催される定例イベントや季節イベント、並びに仙台市が実施している事業等との連動を図る企画を検討すること。
- ・本市の「エリア別ブランディングプロジェクト」にて示す秋保地域のブランドコンセプトに沿った事業となるよう調整すること。
- ・将来的な自走化を見据えたイベントとすること。

b 運営資料作成

- ・運営マニュアルを市と協議の上作成し、イベント開催までにデータ（PDF形式）を納品すること。
- ・作成したマニュアルの内容については、運営概要、スケジュール、会場レイアウト、イベント当日のタイムスケジュール及び役割分担表、その他運営に必要な内容等を記載すること。
- ・運営スタッフに事前説明を行い、円滑な運営が行われるようにすること。

c 広報（SNS、WEB、PR 素材作成等）

d 実証事業の実施

e 来場者アンケートの実施及び分析

- ・アンケートは、将来の秋保大滝周辺エリアや地域活性化につながる内容とし、手法も含めて提案すること。
- ・アンケート実施後は、回答を集約し報告書を作成すること。

f 実績報告書の作成

ウ. 実績報告書の作成

実証事業実施後、速やかに実施概要・来場者の状況及び実施上の課題、今後の実施に向けた方策案等を記載した実施報告書を提出すること。

5 実施計画書の提出

業務委託契約締結後、速やかに業務着手届、実施事業計画書（業務概要、工程表、実施体制など）を提出すること。

6 成果品の提出

業務完了にあたり、次に掲げる資料を提出すること。

①実績報告書（A4版2部及びデータ）

②業務完了届

7 検査

受注者は、本業務完了後、遅延なく仙台市に対して業務完了届を提出すること。仙台市は、業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の検査または成果物の検査をするものとする。

8 業務委託料の支払い

受注者は、前条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。発注者は、受注者から請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

9 履行上の管理・注意事項等

・本業務は、仙台市契約規則(昭和39年仙台市規則47号)に基づく契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。

・受注者は、業務履行体制の変更をするとき及び業務履行に際して事故が発生したとき、市から届出又は報告を求められたときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。

・本事業実施の過程で作成される紙媒体及び電子データ等の成果物に係る著作権については、仙台市に帰属するものとし、受注者は、第6項に定める成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。受注者が第6項の作成物の画像を他の著作物等に掲載することは原則として禁止する。

・本市は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

・受注者は、本市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。

・その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定すること。

・受注者は、本業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。

・受注者は、本業務の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。なお、再委託した場合においても適用し、受注者は、再委託先との間で必要な調整を行い、再委託先との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

・受注者は、来場者や出店者、出演者および近隣住民等の安全確保のために万全の措置を講ずること。

10 その他

・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、仙台市と協議の上、適宜実施すること。

・受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、アイデア等があるときは積極的にこれを提案すること。

・受注者は業務の実施にあたり、関係機関等と協議を行い、連携を図ること。